

平成 27 年 8 月 18 日

国土交通省 運輸審議会 御中

札幌市西区発寒 14 条 11 丁目 1-15

東邦交通株式会社

代表取締役社長 今井 一彦



公述申込書

今般、公聴会において公述をいたしたく、運輸審議会一般規則の規定により、下記のとおり申込み致します。

記

1. 事案番号

平 27 第 5011 号

2. 事案の種類

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

3. 指定する地域

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 5 条に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」

4. 公述人

住所 札幌市西区発寒 14 条 11 丁目 1-15

電話 011-663-4411

法人名 東邦交通株式会社

氏名 代表取締役社長 今井 一彦（いまい かずひこ）

年齢 62 歳

自宅

電話

5. 事案に対する賛否

賛成



平成 27 年 8 月 18 日

国土交通省運輸審議会 御中

札幌市西区発寒 14 条 11 丁目 1-15

東邦交通株式会社

代表取締役社長 今井 一彦

電話 011-663-4411



公　　述　　書

私は、札幌交通圏において一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者として、特定地域の指定について、賛成の立場で公述させていただきます。

特定地域の指定について、平成 27 年 5 月 25 日、札幌交通圏準特定地域協議会が開催され、特定地域の指定に同意するかどうかの採決においては、議決権を持った構成員全員一致で同意が確認されました。

特措法が成立した背景には、行き過ぎた規制緩和によってタクシー車両が急増し、交通渋滞、運賃自由化による過当競争などで労働条件が悪化、加えて利用者が年々減少してきたことによる需給のアンバランスがありました。これを解消するために、平成 21 年 10 月にタクシー特別措置法が施行されたところであります。

このことによって、札幌ハイヤー協会加盟のほとんどの事業者は 10% 程度の自主減車に取り組みました。結果、わずかではありますが、一台あたりの営業収入が上がったことが実証されました。しかし、残念ながら、強制力がないため、減車をした事業者としない事業者との不公平感が生じたり、公定幅運賃を下回るところが、安全規制の通達は憲法違反だとする訴えをするなど、平成 21 年の特措法では、解消できない弊害がありました。

これらを開拓するために平成 25 年 11 月に『改正特措法』が成立されました。これは規制緩和後、需給バランスの崩れにより悪化したドライバーの待遇改善と、最も大切な安全を損なわないようにしていくために出来た強制力をもつた法律です。

減車効果によって台あたりの収入が上がることが立証されたことによって、交通渋滞の緩和、労働条件の改善にもつながることから、業界が一丸となって取り組むことで、地域公共交通としてのタクシーが再生するものと信じております。協議会では、タクシー事業者、関係自治体、消費者団体、労働組合など、議決権を持つすべての構成員が指定に同意致しました。協議会の決議をぜひ尊重していただきたいと思います。

特定地域の指定を受けた場合、利用者サービスの向上、地域公共交通としての使命の達成などのため、活性化の取組みとして、子育て・妊婦応援タクシー、訪日外国人対応のための観光タクシーの強化、スマホ配車の導入、UDタクシー車両の導入促進、若年層や女性乗務員の採用推進、防災・防犯協力等の強化など、タクシー利用者の様々な要望やご意見に基づいて協議会の皆様と協議していきたいと考えております。

適正化につきましては、利用者の利便性を勘案しながら適正車両数を追求し、乗務員の労働条件の引き上げ、環境の改善を図るために努力していく必要があります。このため、協議会において、各構成員等の意見・要望、利用者から寄せられたアンケート結果に基づき、安全・安心をより一層提供していく所存でありますので、特定地域の指定についてよろしくお願い申し上げます。